

安城市

幼児教育・保育のガイドライン



安城市子育て健康部保育課

2022年4月



「安城市幼児教育・保育のガイドライン」の 刊行によせて

本ガイドラインは、これからの安城市の幼児教育・保育の益々の充実と発展を願って刊行されたものです。

変化が急速で予測できない20年後、30年後の世界で、安城市の子ども達には自己を存分に発揮して、楽しくたくましく賢く、健やかに生きていってほしいと願います。様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、複雑な問題に対し感性を働かせ多面的に見極め、知識を深めながら真理に迫って考えを深めていく力は、どのようにすれば育つのでしょうか。そのためにも、子どもの主体性や意欲が育つ環境や生活を用意し、「なぜだろう?」「面白い!」「もっとやりたい!」と園生活を楽しむ毎日を保障したいと思います。

日々の課題を「自分ごと」と捉え、友達と一緒に解決に向けて意見を出し合い、思考し判断し行動していく体験は、幼児期からもう始まっています。そしてその健やかな日々の基盤には、信頼できる保育者からの援助が欠かせません。

21世紀を生きる子ども達のための「21世紀型の保育」を、安城市の全ての幼児教育・保育施設の先生方とご一緒に進めて参りましょう。

愛知教育大学 幼児教育講座 教授 新井美保子

= 目次 =

1	ガイドラインの策定について	……	1
2	安城市幼児教育・保育ガイドラインの位置づけ	……	2
3	安城市の子どもを育むネットワーク	……	3
4	安城市の幼児教育・保育	……	4
	(1) 子どもの権利と人格の保障		
	(2) 教育・保育理念		
	(3) 保育園・幼稚園・認定こども園の社会的責任		
5	全体的な計画	……	5
	(1) 教育・保育の目標		
	(2) 教育・保育の方法		
	(3) 指導計画の作成・評価		
	(4) 幼児教育を行う施設として共有すべき事項		
	(5) 保育内容		
	(6) 健康及び安全		
	(7) 子育て支援		
	(8) 支援の必要な子への対応		
	(9) 小学校との連携		
6	保育者に求められる資質	……	13
	(1) 保育者の資質		
	(2) 保育者の資質向上		



1. ガイドラインの策定について

安城市では、令和2年3月に第2期「安城市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度)を策定し、「幸せと未来をつなぐ子育てのまち・安城」を基本理念として、市民一人ひとりが子育てを通じて幸せを実感できるまちづくりを目指し、各種子育て施策を展開しています。

本市の人口は令和4年3月1日現在、189,159人となり、全国的に少子高齢化が進み、人口も減少傾向にあり、本市においても令和2年4月をピークに微減しています。その一方で、世帯の状況を見ると核家族化の進行や、共働き家庭の増加に伴い、保育を必要とする家庭が増えています。

このような状況において、子育て世代が育児と仕事の両立を図ることができるよう、幼稚園を認定こども園へ移行したり、民間園を誘致したりする等、積極的に保育施設の整備に取り組むとともに、保育人材を確保し、待機児童の解消に努めているところです。また、保育ニーズも多様化し、家庭環境も変化していることから、保育所等に求められる役割も大きくなっています。

国においては「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が同時改定(改訂)され、平成30年4月に施行されました。子どもを主体として尊重するとともに、その最善の利益を考慮し、健やかな育ちを促すために、「質」を大切にしたい幼児教育・保育を進めることが求められました。改定(改訂)のポイントは、①乳児・1歳以上3歳未満児保育の充実 ②幼児教育について育みたい資質・能力の明確化 ③小学校教育との円滑な接続(幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化) ④環境を通して行う幼児教育・保育の実施とそのための計画の作成、評価、改善 ⑤危機体制作り ⑥子育て支援の充実 ⑦質の向上のための研修体系作りと考えます。これらの実施のため、令和元年度、全園に配布しました安城市の「全体的な計画」を継承するとともに、さらに具体化した「**安城市幼児教育・保育のガイドライン**」を策定しました。

公立、私立に関わらず、子どもを中心として、保育に関わる全ての職員が専門職としての一定の認識をもち、相互に連携・協力するために、地域でネットワーク作りを行う「あいあい会」を実施するとともに、この「**安城市幼児教育・保育のガイドライン**」を共有し、安城市全体で幼児教育・保育の質の向上に努めてまいります。

2. 「安城市幼児教育・保育ガイドライン」の位置づけ

児童憲章
児童の権利に関する条約

保育園	幼稚園	幼保連携型認定こども園
<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ・保育所保育指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育基本法 ・学校教育法 ・学校教育法施行規則 ・幼稚園設置基準 ・幼稚園教育要領 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律 ・教育基本法 ・学校教育法 ・児童福祉法 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領



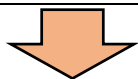
<p align="center">安城市幼児教育・保育ガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安城市の教育目標 ・全体的な計画
--

市の実態
保護者の願い
社会的要求



園の 保育目標	園の 教育目標	園の 教育及び保育目標
---------	---------	-------------

園の実態
保護者の願い
地域の実態

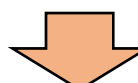


全体的な計画・教育課程
年間指導計画
月・週指導計画
日案・細案
保育実践・記録・評価

子どもの姿
・願う発達
・個と集団の育ち



反省と評価
・子どもの実態
・指導方法
・ねらいの達成度



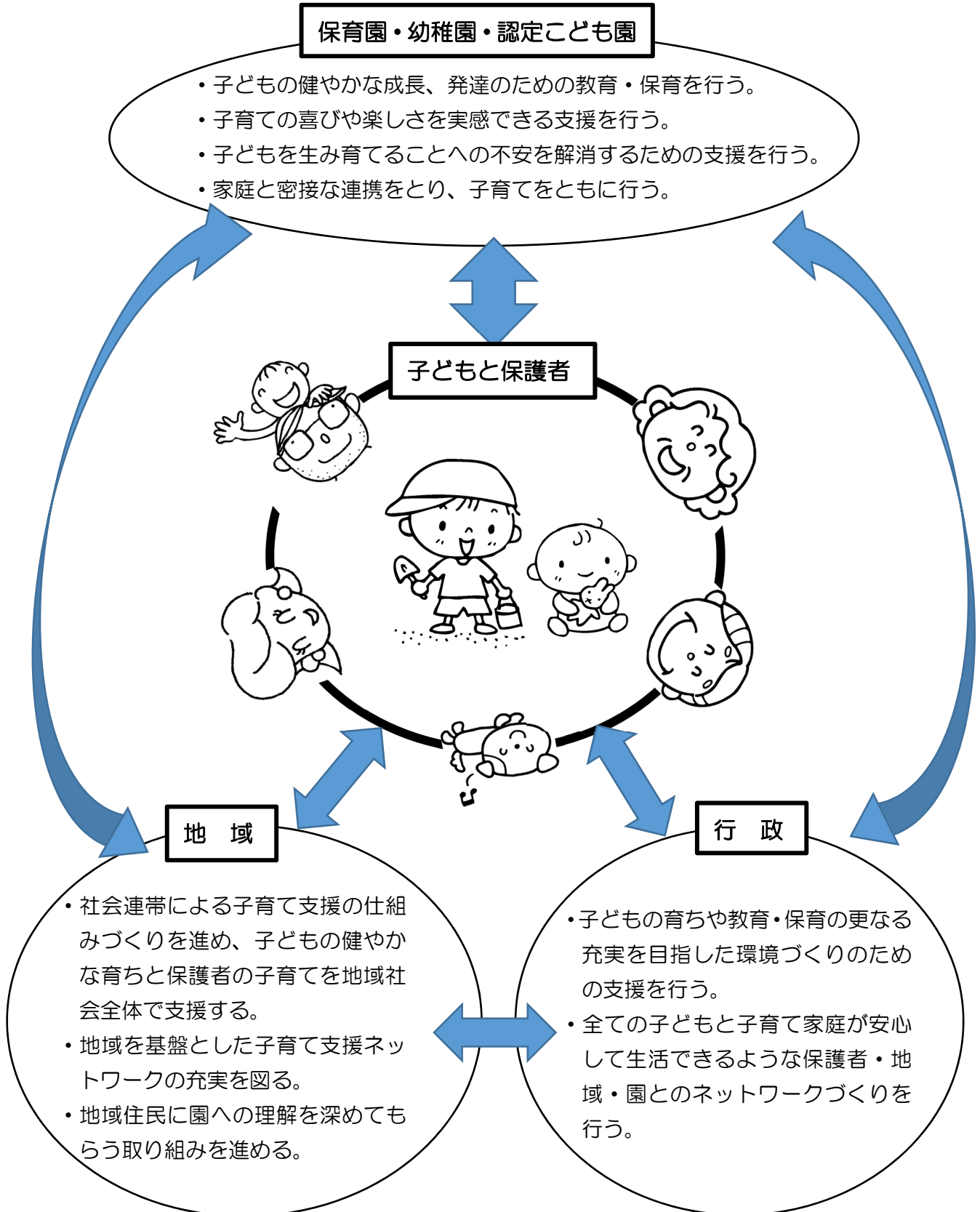
保育所児童保育要録	幼稚園幼児指導要録	認定こども園園児指導要録
-----------	-----------	--------------

小学校へ送付



3. 安城市の子どもを育むネットワーク

安城市では子どもを中心に保護者の子育てを支えながら、地域全体で子育てを支援する保育を目指します。



4. 安城市の幼児教育・保育

(1) 子どもの権利と人格の保障

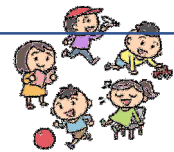
すべての子どもたちは、大人と同じように権利をもっています。すべての子どもたちが心身ともに健康に、自分らしく育つための権利であり、子どもの権利を守ることは大人の責務であり、義務でもあります。

保育者は、子ども自身の特性や状況を踏まえ、自己肯定感を育て、子どもに寄り添う保育を展開することが必要です。教育・保育が子どもの人権を守りながら展開されるよう、意識することが大切です。



生きる権利

病気やけがをしたら治療を受けられ、防げる病気などで命を奪われないこと。いじめや差別を受けないこと。



育つ権利

教育を受けること。また休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つこと。



守られる権利

ひどい言葉や暴力などから守られ、困ったときは相談できるところがあること。障害のある子どもや少数民族の子どもは特に守られること。



参加する権利

自分の意見を自由に言ったり、集まってグループを作ったりして自由な活動ができること。

unicef 「子どもの権利条約」4つの原則

(2) 教育・保育理念

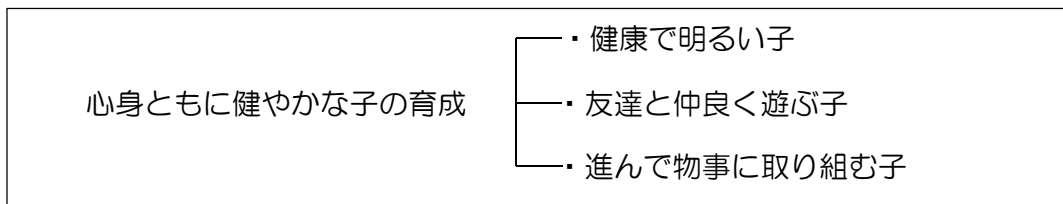
入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培うとともに、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい教育・保育をします。

(3) 保育園・幼稚園・認定こども園の社会的責任

- 子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行う。
- 地域社会との交流や連携を図り、教育・保育の内容を適切に説明するよう努める。
- 個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情解決を図るよう努める。
- 地域の子育て支援の拠点としての役割に努める。

5. 全体的な計画

(1) 教育・保育の目標



保育園・幼稚園・認定こども園は、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の趣旨を十分に理解し、乳幼児期の特性を踏まえて、『生きる力の基礎を培う』『豊かな人間性を育成する』ための教育の場となります。安城市では、就学前教育として、保育園と幼稚園、認定こども園が共通の全体的な計画の下、子どもたちの健やかな成長のために環境を通して行う保育を基本とし、遊びを中心に子どもの主体性を育てる保育を進めることとします。

(2) 教育・保育の方法

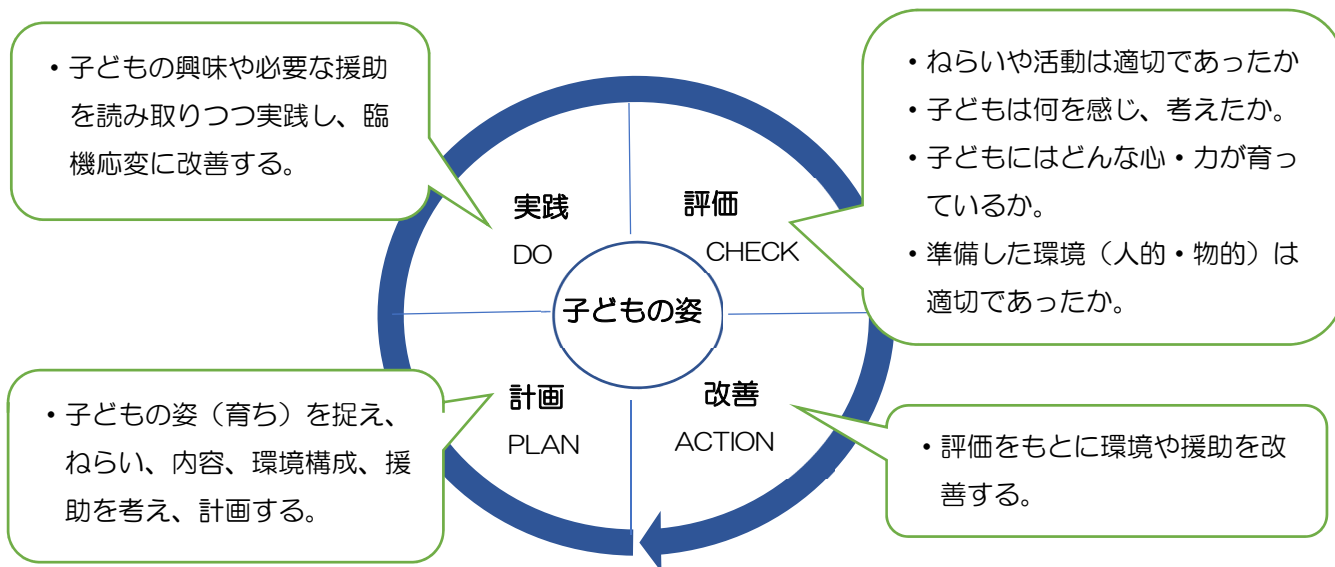
- ・子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子ども主体の思いや願いを受け止めること。
- ・健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ・一人一人の発達過程に応じて保育し、子どもの個人差に十分配慮すること。
- ・子ども相互の関係作りや尊重する心を大切に、集団における活動を効果のあるものにするよう援助すること。
- ・乳幼児期にふさわしい体験が得られるように生活や遊びを通して総合的に保育すること。

(3) 指導計画の作成・評価

- ・全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながらより具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成する。
- ・指導計画においては、園の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定する。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにする。

- ・園は保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育者の自己評価を踏まえ、保育の内容について評価を行い、これに基づいて改善を行う。

－ 評価の基本的な考え方（PDCA サイクル）－



（４）幼児教育を行う施設として共有すべき事項

① 育みたい資質・能力

- ・豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする『知識及び技能の基礎』
- ・気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする『思考力、判断力、表現力等の基礎』
- ・心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする『学びに向かう力、人間性等』

② 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）は到達すべき目標ではなく、幼児の発達していく方向を表している。幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達に応じてこれらの姿が育っていくのであり、全ての幼児に同じように見られるものではない。これらは指導を行う際に考慮するものである。

【健康な心と体】

園の生活の中で、充実感を持って自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しを持って行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

【自立心】

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信を持って行動するようになる。

【協同性】

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感を持ってやり遂げるようになる。

【道徳性・規範意識の芽生え】

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことがわかり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性がわかり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いをつけながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

【社会生活との関わり】

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

【思考力の芽生え】

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

【自然との関わり・生命尊重】

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探求心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

【数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚】

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

【言葉による伝え合い】

保育者等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

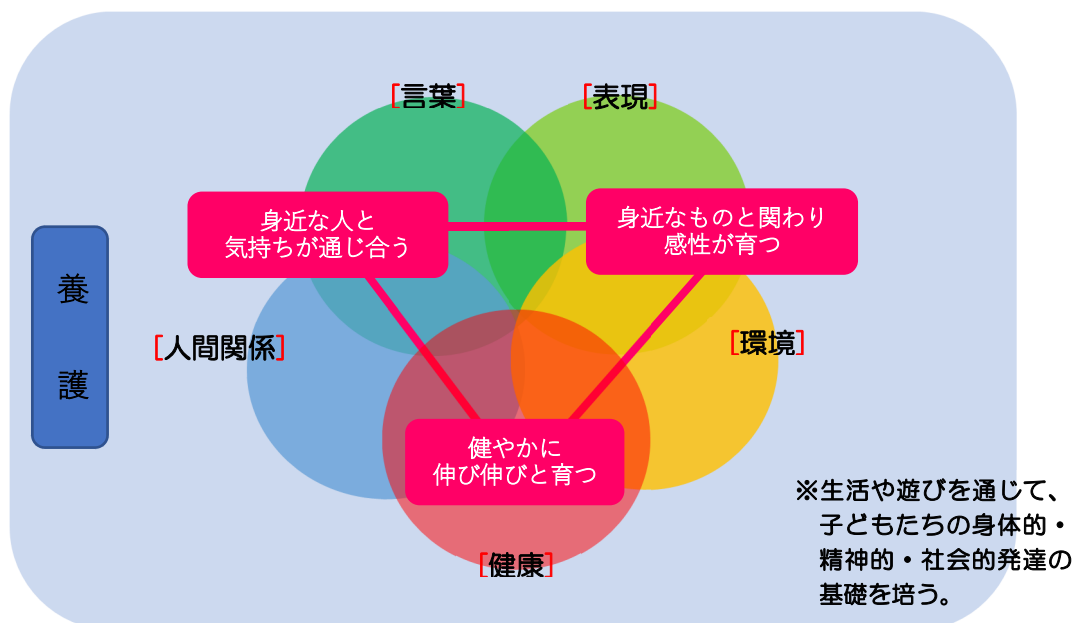
【豊かな感性と表現】

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

(5) 保育内容

① 乳児

- ・乳児は、温かく丁寧な保育、させるのではなく受容的で応答的な保育が大切である。保育者が一人一人の子どもの心の基地になるよう、常に「あなたのことを大事に思っているよ」という温かさをもって子どもと接し、子どもが安心して過ごせるようにする。



出典：厚生労働省「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」（2016年12月21日）

② 1歳以上3歳未満児の保育

- ・「自分でしようとする」時期に入る。「自分で」という思いをくみ取り、子どもの主体性や自発性を尊重しながら援助したり、温かく見守ったりしていくようにする。子どもは自分の気持ちを受け止めてもらう安心感や、やってみたくて頑張ったことがうまくいかなくても、受け入れられるということを通して、自己肯定感など様々な力を身に付けていく。

③ 3歳以上児の保育

- ・この時期の保育は、個の成長と集団としての活動の充実が図られるように、発達の特徴を踏まえ「健康、人間関係、環境、言葉、表現」という5つの領域に示された保育のねらい及び内容について、子どもたちの自発的な活動である遊びや生活の中で養護と教育を一体的に展開していく。
- ・卒園後の学びへの接続に向けて、5歳児後半の幼児の主体的で協働的な活動の充実をより意識的に図っていく事が大切である。

(6) 健康及び安全

① 子どもの健康支援

- ・子どもの健康状態・発育・発達状態について、定期的・継続的に把握する。疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合は嘱託医と相談するなど適切な対応を図る。虐待が疑われる場合は、通告し、適切な対応を図る。
- ・保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、一人一人の子どもの健康の保持・増進に努め、定期的に健康診断を行い、その結果を日常生活に活用できるようにする。
- ・体調不良や傷害が発生した場合は、適切な処置を行う。感染症や疾病の発生予防に努め、園の対応方法について関係機関の協力を得ておく。
- ・子どものアレルギーの状況について、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行う。
- ・医務室等の環境を整え、救急用の薬品を常備し、全職員が対応できるようにしておく。

② 食育の推進

- ・「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とし、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待する。また、食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価、改善に努める。
- ・食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、食に関わる保育環境に配慮する。

- ・食に関する取組を進め、地域の関係機関との連携を図り、協力が得られるよう努める。
- ・体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態に応じ、嘱託医の指示や協力の下に適切に対応する。

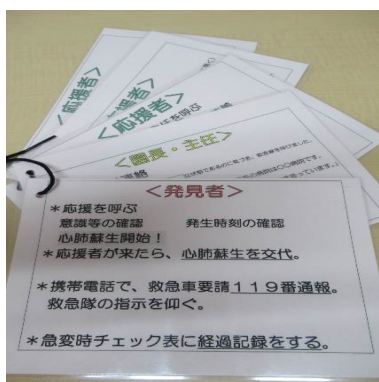
③ 環境及び衛生・安全管理

- ・施設の温度、湿度などの環境を適切な状態に保持し、設備・用具等の衛生管理に努める。
- ・事故防止のために安全点検に努め、対策のために全職員の共通理解や体制をつくる。特に睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中に重大事故が発生しやすいことを踏まえ、環境の配慮や指導の工夫を行う。
- ・保育中の事故の発生に備え、定期的に安全点検を行い、安全環境の整備に努めるなど不測の事態に備えて対応を行う。

④ 災害の備え

保育に関わる職員は、常に危機管理意識をもって日々の保育活動を点検し、子どもの健やかな育ちを支援する安全な環境を整備していく責務があります。

- ・災害の発生に備え、マニュアルを作成し、定期的に必要な安全点検や整備、避難訓練などの対応を図る。また、災害発生時に、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておく。
- ・地域の関係機関等との連携を図り、必要な協力が得られるよう努める。避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫する。



心肺蘇生・救急搬送訓練の様子

【災害の備えに関するチェックリスト】

1	事故や災害に備え、適切に対応するマニュアルが作成され、全職員に周知されている。
2	防災計画等を策定し、避難訓練、消火訓練を月1回以上実施している。
3	施設の安全点検や消防設備、火気使用設備の整備及び点検を定期的に行っている。
4	消火器は落下物や転倒しない場所に設置し、設置場所と使用方法について全職員が周知している。
5	施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等について点検日や点検者を定めて、安全点検をしている。
6	避難経路の保持のために整理整頓、転倒防止や落下防止の措置など安全な環境の整備がされている。
7	引き渡し訓練を通して、保護者との連携を図り、災害時における連絡体制や引き渡し方法を確認している。
8	地域の関係機関との連絡体制が整っている。
9	避難訓練は様々な状況を想定して行っている。
10	食物アレルギーのある子どもや障害のある子ども等、特に配慮を要する子どもへの対応について全職員が対応できる。

(7) 子育て支援

① 園を利用している保護者に対する子育て支援

保護者に対する子育て支援を行う際には、相互の信頼関係を基本に、保護者の自己決定を尊重します。また、園の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努めます。

- 地域の関係機関等との連携及び協働を図り、園全体の体制構築に努める。また、保護者や子どものプライバシーを保護し、秘密を保持する。
- 保護者との相互理解を図るように努め、保育の活動に対する保護者の積極的な参加を促す。
- 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、病児保育事業など多様な事業を実施する場合は、子どもの生活の連続性を考慮する。また、子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、関係機関と連携・協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努める。特別な配慮を必要とする家庭の場合は、個別の支援を行うよう努める。

- ・保護者に育児不安等が見られる場合は、個別の支援を行うよう努める。また、不適切な養育等が疑われる場合は、関係機関と連携し、適切な対応を図る。虐待が疑われる場合は、速やかに通告し、適切な対応を図る。

② 地域の保護者等に対する子育て支援

- ・地域の実情を踏まえ、その地域の保護者等に対して、保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努める。また、地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、柔軟に活動を展開できるようにする。
- ・子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図り、地域の子どもを巡る諸課題に対し、関係機関等と連携、協力して取り組むよう努める。

(8) 支援の必要な子への対応

- ・園では、障害のあるなしという視点ではなく、全ての子どもについて、その子に合った関わりをするという「保育の原点」に立ち、身近な地域で暮らせるよう障害のある子を受け入れ、保護者を支援するという意識をもつ。
- ・障害のある子どもと健常な子どもが共に生活をし、時間と空間を共有する中、互いの姿を認め合い、関わり方を知るなど、共に育ち合う教育・保育を行う。
- ・支援の必要な子どもの発達過程や心身の状態を把握し、理解しながら一人一人のニーズに合わせて適切な配慮や援助を行い、子どもが生きていくために必要な力を育てる。
- ・必要に応じて専門家による指導や援助を受けるなど、他機関と連携した支援を充実させ、長期的視点で子どもへの教育的支援を行うために個別支援計画を作成し活用する。
- ・切れ目のないサポートのためにシステムの構築を行い、関係機関との連携・協力を行う。

(9) 小学校との連携

- ・園での保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする。
- ・園での保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教師との意見交換や合同の研修の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、小学校教育との円滑な接続を図るよう努める。
- ・子どもに関する情報共有に関して、子どもの就学に際し、市の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が小学校へ送付されるようにする。

6. 保育者に求められる資質

(1) 保育者の資質

保育者一人一人は子どもを心から大切に思い、日頃から子どもと心が通い合うように努め、一人一人の子どもが安定、安心して生活できるように子どもを支えます。そして、子どもの最善の利益を第一に考えて適当な環境が等しく確保されることを目指します。

また、子どもを取り巻く環境が多様化、複雑化している中、様々な課題を抱えた子どもや保護者に寄り添い、保護者自身が子育てに自信をもち、喜びを感じることができるよう支えていきます。

- ・「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を十分に理解し、日々の実践に活かし、向上心を持って教育・保育に取り組む。
- ・子どもと関わることを喜び一緒に楽しむことができ、積極的に教育・保育に従事する。
- ・乳幼児の発達過程を理解し、一人一人の成長・発達に合わせた援助をする。
- ・子ども主体に考え、子どもの思いを受け止めるようにする。
- ・保護者の気持ちに寄り添い、相互の信頼関係を基本に保護者を支援する。
- ・保護者が子どもの成長に気づき、子育ての喜びを感じられるように努める。
- ・教育・保育の仕事に誇りと責任感をもち、遂行する。
- ・職員間のコミュニケーションを円滑にして、職場内での協同性、共通理解を高める。

(2) 保育者の資質向上

保育者は子どもと保護者を支えるために、職務への責任感をもち、専門職として技術や知識を深めることに努め、園全体の保育の質の向上を図っていきます。

- ・自己評価に基づいて自分自身の課題を確認し、研修や自己研鑽により自身の保育の専門性を高める努力をする。
- ・各園においては、教育・保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、職位、職務内容を踏まえた体系的な研修計画のもとで研修を実施する。
- ・外部研修で得た知識・技能を園の職員と共有し、園全体での質の向上に努める。
- ・市内全体の教育・保育の向上につなげるための公立・民間合同会議、研修の実施、連携を努めて行う。

【保育士・教諭に求められる重要な資質・能力】

1	<p>子どもを理解する力と総合的に指導する力 あなたは、子どもの発達過程を内面から理解し、生活の中で示す姿を共感的に受容するとともに、総合的な発達を促すために主体性を引き出し、生活や遊びを通じた応答的保育ができていますか？</p>
2	<p>具体的に保育を構成する力 あなたは、一人一人の発達段階と個別の状況に応じて保育のねらいを明確にし、環境を構成するとともに、多様な生活体験、自然体験、交流保育などを計画的かつ具体的に取り入れた保育計画を構成し実践できていますか？</p>
3	<p>職員の一員としての協働性と得意分野の伸長 あなたは、職員間でコミュニケーションを図り、協働関係を構築し、園全体として保育活動を展開していこうとする姿勢をもっていますか？ また、保育を総合的に展開する基本的な力を身に付けた上に、自分の得意分野を伸長する努力をしていますか？</p>
4	<p>保護者及び地域社会との関係を構築する力 あなたは、地域に開かれた園として保護者や地域のさまざまな情報を捉え、これを保育活動に生かして、園・家庭・地域社会の三者の連携を深めていくようにしていますか？</p>
5	<p>小学校と他園との連携を推進する力 アプローチ期の子どもたちが円滑に小学校に繋がるように、園と小学校が連携し子どもの共通理解を図っていますか？ また、他園との相互交流や合同研修などで得た研修成果を踏まえた能力が発揮できていますか？</p>
6	<p>人権に対して理解・対応する力 あなたは、人権及び人権問題について正しい理解と認識をもち、子どもが互いに尊重し、社会の基本的ルールに気づき、規範意識の伴った行動がとれるような素地を身に付けるように対応していますか？</p>
7	<p>特別な合理的配慮を要する子どもに対応する力 あなたは、支援を必要とする子の障害の種類や程度、国籍による文化の違いなど、個別の対応に関して必要な専門的な知識や技術を習得する努力をしていますか？</p>
8	<p>低年齢児保育は保育者の全人格をもって接する あなたは、子どもを心から「可愛い」と愛をもって接していますか？ 保育者の心の種ともいえる全人格は、人的環境として子どもの発達に影響することを心に留めて保育していますか？</p>